

奈良市学校規模適正化懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 奈良市立学校の望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、適正配置や適正規模について外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市学校規模適正化懇談会を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市立学校の適正配置(統廃合・校区の見直し等)に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 奈良市PTA連合会の役員
 - (3) 奈良市立学校園長会の役員
 - (4) その他教育長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、教育長は原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

- 2 教育長は、懇談会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 適正化検討懇談会の庶務は、教育政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要項に定めるもののほか、適正化検討懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。